1	目次	
2		
3	◆部活動等の在り方に関する方針(改定版)	
4	1 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨等	• • • 1
5	(1)「本改定版」・「本取組」策定の趣旨	
6	(2)「本改定版」・「本取組」の対象範囲	
7	(3)「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組	
8		
9	2 望ましい部活動の在り方	• • • 2
)	(1)部活動の位置付けと意義	
	(2)望ましい部活動の在り方	
2		2
3	3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築	• • • 3
ļ -	(1) 部活動の方針の策定等	
5	(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築	
5 -	4	6
7	4 適切な指導の実施	3 3 3 0
3	(1) 指導における留意点 (2) 数活動用指導式引の並み、活用	
9	(2)部活動用指導手引の普及・活用	
0 1	5 適切な休養日等の設定	7
	5 週切な休食口等の設定 (1)休養日及び活動時間の基準	,
2	(1) 体養日及び活動時間の基準 (2) 休養日及び活動時間の遵守	
3 4	(2)体食口及び冶到時間の度寸	
+ 5	6 学校単位で参加する大会等の見直し	• • • 10
5	0 子以中位で多加する八五寺の元直し	
7	7 地域との連携等	• • • 11
3	,	
)	8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて	• • • 11
)	C PILE OF HOLDS OF STATE OF THE PROPERTY OF TH	
[
2	本部は計算におけて日本 日子 ホニュリント 本担係に	亡/上→ 5m40
3	◆部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に	回げ/こ耿組
ļ		· · · 13~30
í		
,	「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」検討委員会	• • • 31
7		
8		
9		
0	「指導者」とは、部活動を指導する教職員、部活動指導員、外部コーチを含めた総称とする	0

「指導者」とは、部活動を指導する教職員、部活動指導員、外部コーチを含めた総称とする。

3

4 5

6 7 8

9

10 11

12 13

14 15

16

17 18

19 20

21 22

23

24 25

26 27

28

29

30 31

32 33



36 37

38

39

40

41 42

43 44

45

「本改定版」・「本取組」策定の趣旨等

(1) 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨

「本改定版」・「本取組」は、「はじめに」にも示したとおり、令和3年1月末に起 こった「本件事案」を契機に、令和3年4月沖縄県教育委員会が実施した「令和2年度 沖縄県立学校部活動実態調査 | 結果(「本取組」参照)で明らかになった多くの課題の解 決と、「本件事案」のようなことを絶対に二度と繰り返さず、子どもの人権が尊重され 健全で充実した適切な部活動を実現するため、策定した。

「本件事案」の再発防止や部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた 実効性のある取組については、別途「本取組」に示す。

(2) 「本改定版」・「本取組」の対象範囲

- ア 「本改定版」・「本取組」は、県立高等学校(特別支援学校高等部を含む。)の運 動・文化部活動 を主に想定して策定したものであり、県立高等学校の運動・文化部 活動に適用する。
- イ 「本改定版」・「本取組」の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者(教育 委員会等)²の違いに関わらず該当するものである。そのため、義務教育である中学 校 (県立中学校、特別支援学校中等部を含む。) 段階の運動・文化部活動についても、 「本改定版」・「本取組」の対象とする。
- ウ 主に小学生が加入し行われるスポーツ少年団等や芸術文化関係団体等の活動 は、学校の教育活動に位置付けられてはいないものの、小学生の発達の段階を 考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、県の所管課、県教育委 員会(保健体育課・文化財課)、市町村教育委員会、校長、指導者、保護者や 関係機関・団体等との連携のもと、「本改定版」・「本取組」を参考に、適切な 活動が行われるよう留意する。

(3) 「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組

- ア 全ての公立学校は、「本改定版」・「本取組」を遵守し、学校全体として、子ども の人権を尊重した適切な部活動の指導・運営及び管理に係る体制を構築しなければな らない。
- イ 市町村教育委員会及び市町村立中学校は、「運動部活動の在り方に関する総合的な

¹ いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、 ボランティア、趣味等の活動(以下「芸術文化等の活動」という。)を行うものなども幅広く含まれうるもの と一般に捉えられていることから、本改定版の対象とする文化部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、 以下、「文化部活動」と表記する。

学校の設置者とは、学校教育法第2条第2項において、「この法律で、国立学校とは、国の設置する 学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をい う。」と示されている。本県公立学校の設置者は、「沖縄県」及び「各市町村」であるが、「本改定版」 「本取組」では、「学校の設置者(教育委員会等)」と表記する。

ガイドライン(スポーツ庁)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライ ン(文化庁)」に則り、「本改定版」・「本取組」を参考に、持続可能な運動・文化 部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質 向上等に取り組む。

4 5 6

7

1

2

3

ウ 県教育委員会(保健体育課・文化財課)は、県立学校や市町村教育委員会と連携し、 これらが行う取組等の再検討に対する必要な支援、定期的なフォローアップを行う。

8 9

10

11

12

13 14

15 16 17

18 19

20 21

22 23 24

25 26

27 28

29 30

31

32 33

34

35 36 37

38 39

40 41

42

43

44 45

(2) 望ましい部活動の在り方

ア 前述したとおり、部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、 部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考 えなければならない。

望ましい部活動の在り方

(1) 部活動の位置付けと意義

部活動は、学習指導要領(中学校・高等学校)において、「学校運営上の留意事項」 として、次のように位置付けられている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しま せ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもので あり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域 の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運 営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

- ア 部活動には技や力の優劣を競う競技としての一面も濃くあり、より高い水準の技能 や記録に挑戦する中で、心身ともに成長するという意義がある。
- イ また、部活動には、そのスポーツや文化、科学等そのものの楽しさや喜びを味わい、 生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化活動を継続するという意義もある。
- ウ 部活動においては、仲間や指導者との出会いを通して、その後の進路、生き方 に良い影響を与えている面も大きい。
- エ 以上のように、部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通 じ、互いに協力し合って友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学 習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資するものである。

また、部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの 嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸 ばす場となる。さらに、部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、 失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含 むものであり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

1	
2	
3	
4	

6 7

8 9

10

11

12 13 14

15 16

22 23 24

25 26 27

> 28 29

30 31

32

33 34 35

36

37 38 39

40 41

42

43

44 45

イ 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学 校教育3」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術 文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、 バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導しなければな らない。

ウ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育 課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

部活動の指導においては、継続的にスポーツや文化、科学等の活動を行う上で、勝 利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、そ れを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義(大会等 で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等)に陥らない指導を強く求めるもので ある⁴。

- 3 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)(令和3年1月26日中央教育審議会)」の「日本 型学校教育の成果」について、「学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な 場面を通じて、子供たちの状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で 育む。」は、「諸外国から高い評価」と示されている。また、文部科学省「1. 我が国における「学校」の現 状」において、「日本では、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが特徴となって いる。」「こうした「日本型学校教育」は国際的にも評価され(※1)」「(※1)授業以外の活動が児童生 徒の人格的成長に重要な意義を有していると評価されている。」と示されている。
- 4 文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)の「3.②」において、「〇継続 的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことで あり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重 視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むた めのバランスのとれた運営と指導が求められます。」と示されている。

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 市町村教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポ ーツ庁)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」に則 り、「本改定版」・「本取組」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を再 検討し、策定する。
- イ 校長は、学校の設置者(教育委員会等)が策定した「設置する学校に係る部活動の 方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。
 - 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)

ウ 指導者は、以下を作成し、校長に提出する。

- 〇 毎月の活動計画
- ご 活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)

5

1

県教育委員会(保健体育課・文化財課)は、上記イ・ウに関し、各学校において 部活動の活動方針・計画の策定、活動実績の報告等が効率的に行えるよう、活用し やすい様式の作成を行うとともに、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行う。

6 7

8

9

10

11

(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築

ア 部活動の設置

置の可否を判断する。

○ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員⁵⁶の配置状況、指導内容の充実、生徒 の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができる よう、適正な数の部活動を設置する。

12 13 14

15

16

17

○ 校長は、現在の部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様なニーズに 必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外に も、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいようなレベルや 多様な二一ズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する⁷⁸。

○ しかし、現状、部活動増設は厳しい状況(【資料1】参照)があることから、校

○ 県教育委員会(保健体育課・文化財課)及び市町村教育委員会は、少子化に伴い、

単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活

動や芸術文化活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部

長は、生徒、保護者が新規部活動設置を要望した場合、十分な審議を経て、その設

例えば、より多くの生徒の運動機会や芸術文化等の活動機会の創出が図られ、生 18 徒が楽しく体を動かす習慣を形成したり芸術文化等の活動を行えるよう、季節ごと 19 に異なるスポーツや活動を行う部や、大会・競技志向ではなくレクリエーション志 20 向で行う部を設けることが考えられる。

活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

21

22

23 24

> 25 26

27 28

29 30

31 32

33

34

35

36 37

38 39

40

41

42

43

44 45

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科 学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事す る」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び 高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指 導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704

号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整 備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対 する理解の促進等について示されている。

⁷ スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成 30 年 2 月公表)では、運動 部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が 運動部活動に参加する条件は、「友達と楽しめる(男子46.3%・女子64.1%)」、「好きな、興味の ある運動やスポーツを行うことができる(男子 44.7%・女子 56.8%)」、「自分のペースで行うこと ができる(男子39.7%・女子53.0%)」が上位であった。

8 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送 などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

イ 校務分掌と指導・是正

4 5 6

1 2

3

○ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、</br>

7 8

10 11

9

12

13 14

15 16

17

18

19

20

21 22 23

24

25 26

27 28

29 30

31 32

33 34

35

36

37 38 39

40 41

42 43

44 45

- 部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意すると ともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る⁹。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把 握し、生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等 について確認し、適宜、指導者に対して、指導・是正を行う。
- 学校の設置者(教育委員会等)及び校長は、教師の部活動への関与について、「学 校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」 及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改 善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初 第1437号)」10を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合 には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。
- ¹⁰ 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務に ついては、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時 間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に 行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

ウ複数顧問制

○ 複数顧問制は、複数の目で部活動を見守ることで、不適切な対応の抑制や部活動 中の事故防止等、生徒の安全に資する面がある。また、引率等の場面において、教 職員の負担軽減に資する面もある。他方、一人の教職員が複数の部活動を担当する ことで逆に教職員の負担が増大してしまうこともある。

校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、学校の実態に応じて、部活動 の複数顧問制に取り組む。(【資料1】参照)

エ 部活動指導員の任用・配置

- 学校においては、特に部活動数が多い学校ほど「全員顧問制」を申し合わせてい る学校が多くあり、その結果、専門ではない競技、種目、部門の顧問を担わなけれ ばならず、負担感を訴える教職員もいる。(【資料1】参照)
- 学校の設置者(教育委員会等)は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配 置状況や校務分担の実態等を踏まえ、学校が希望する部活動指導員配置の拡充に努 めるとともに、スポーツ庁・文化庁等が示す「段階的な地域部活動の移行」等を踏 まえ、教職員の負担軽減に取り組む。(後記「8」参照)
- 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導

4 5

6

7

9 10

8

12 13

11

14 15

16 17 18

19 20 21

22 23

24 25

26 27

28 29

31 32

33

30

34 35

36

37

38 39

40

41 42

43

44 45

を行うために、子どもの人権尊重、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の 段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の適切な対応、生徒の人格を 傷つける言動(暴力・暴言)やハラスメントの禁止、校長の監督を受けることや生 徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等に関し、任用前及び任用後の定期 において研修を行う。

才 研修(「本取組」「3(3)」参照)

- 学校の設置者(教育委員会等)は、指導者を対象とし、子どもの人権尊重、運動 文化部活動の指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修を実施する。 また、学校の管理職を対象とし、子どもの人権尊重や部活動の適切な運営に係る 実効性の確保を図るための研修を実施する。
- 指導者は、学校の設置者(教育委員会等)、学校、各競技団体等の開催するいず れかの研修を受講しなければならない。
- カ 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会(仮称)」の設置

校長は、校務分掌に部活動担当(部活動主任等)を位置付け、部活動に係る校内委 員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会(仮称)」(PTA 関係者や地域関係者等(部 活動指導員、外部コーチ含む))を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、 年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検(チェックシー トの活用等(【資料5】参照))に取り組む。

適切な指導の実施

(1) 指導における留意点

- ア 校長及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポー ツ庁)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」や「本 改定版」・「本取組」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・ 設備の点検や活動における安全対策等)及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶につい ての取組を徹底する。
- イ 学校の設置者(教育委員会等)は、学校における下記の取組が徹底されるよう、学 校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯 定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信 頼関係を前提とした指導を行うようにする。
- エ 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。天候の変動等 により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応 する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポ

4 5

ーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わず、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。

- オ 学校教育の一環として行われる部活動では、「肉体や精神に相応の負荷を課すことで技能や能力、記録の向上を目指す指導」と、「暴力・暴言等の許されない指導」をしっかり線引きし、「暴力・暴言等の許されない指導」については絶対に行わないようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」(「本取組」【資料2】参照)等を踏まえた指導となるよう留意する。
- カ 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。

また、生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差、特に女子部員への科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

指導者は、中央競技団体や関係団体¹¹が、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引(レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、指導者や部員の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、「本改定版」・「本取組」に基づく指導を行う。

¹¹ 運動・文化部活動に関わる各分野のスポーツ競技の国内統括団体及び文化部活動に関わる各分野の関係 団体。

5 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、 休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準^{12 13}とす る。 イ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間休養日を設けることや、部活動共通、学校全体、市町村 共通の部活動休養日を設けることも考えられる。また、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

456

7

8

9

10

11

1

2

3

【高等学校(県立中学校含む)】

〇 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日 及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

121314

15

○ 長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

161718

○ なお、高等学校においては、学校の実態により多様な活動が行われていること、 競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する¹⁴。

202122

19

【中学校】

23 24 ○ 市町村教育委員会の所管する中学校においても、上記を参考に、適切な運用をお 願いするものである。

2526

【小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動】

2728

○ 学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチームやスポーツ少年団、 総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等においても、下記 を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。

293031

32

〇 学期中は、週当たり3日以上(平日に2日と週末のいずれか1日以上)の休養日を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える

3334

35

36

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

3738

【特別支援学校】・・・上記に準じる。

394041

なお、私立学校においても、上記を踏まえた適切な活動をお願いするものである。

42 43

44

45

(2) 休養日及び活動時間の遵守

ア 市町村教育委員会は、「3 (1)」に掲げる「設置する学校に係る部活動の 方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、休養日及び活動 時間等を設定する。また、下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

3 4

 イ 校長は、「3(1)」に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当 たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者(教育委員会等)が 策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。

また、校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握し、指導者に対して、 適宜、指導・是正を行い、休養日及び活動時間の遵守を徹底する。

ウ 小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、 中学校の前段階となる小学校児童の発達の段階を考慮し、上記「5 (1)」に ある休養日の設定、活動時間の基準を踏まえた活動となるよう留意する。

² 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1 ~ 2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」(平成30年3月)によれば、生徒の1週間の活動時間は、下記のとおりとなっており、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比較して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本改定版では、1週間あたり長くとも11時間程度となる部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)。

1週間活動時間	中学校運動部	高等学校運動部	中学校文化部	高等学校文化部
14時間以上	61.5%	72. 7%	42. 0%	26. 3%
21時間以上	20. 3%	34. 0%	21. 7%	13. 7%

(公立・私立含む:中学校 448 校 39,524 人、高等学校 824 校 79,707 人 平成 29 年 7 月調査)

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」の「本ガイドライン策定の趣旨等」において「〇 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。」と示されている。また、文化庁「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」の「本ガイドライン策定の趣旨」においても、同様に示されている。